

令和6(2024)年度第1回みよし市学校給食センター運営委員会 次第

日 時 令和6(2024)年8月29日(木)
午後2時から午後3時まで
場 所 みよし市立学校給食センター
2階研修室

1 あいさつ

2 議事

(1) 令和5(2023)年度学校給食業務報告について(資料1)

(2) 令和6(2024)年度学校給食業務計画について(資料2)

(3) 給食費について(資料3)

(4) みよし市給食協会法人化について(資料4)

令和6（2024）年度みよし市学校給食センター運営委員会 名簿

任期 令和6（2024）年4月1日～令和8（2026）年3月31日

	氏 名	選出区分	備 考
1	下 田 久美子	小中学校校長代表	中部小学校校長
2	黒 田 和 秀	小中学校教頭代表	北中学校教頭
3	深 谷 良 子	小中学校教務主任代表	黒笹小学校教務主任
4	天 野 智加子	小中学校養護教諭代表	中部小学校主任養護教諭
5	仁 科 訓 子	給食主任	北部小学校給食主任
6	酒 井 香 織	給食主任	南部小学校給食主任
7	八 木 香 織	給食主任	天王小学校給食主任
8	西 堀 加奈子	給食主任	三吉小学校給食主任
9	山 根 三津子	給食主任	三好丘小学校給食主任
10	村 上 茉 優	給食主任	緑丘小学校給食主任
11	寺 西 花菜子	給食主任	三好中学校給食主任
12	岩 本 恵	給食主任	南中学校給食主任
13	片 山 萌	給食主任	三好丘中学校給食主任
14	中 越 真 一	小学校 P T A 代表	小中学校 PTA 連絡協議会代表
15	近 藤 薫	中学校 P T A 代表	小中学校 PTA 連絡協議会代表
16	大 澤 正 彦	学校の校医	くまさんこどもクリニック 医院長
17	川 島 杉 子	衣浦東部保健所代表	衣浦東部保健所 食品安全課長
18	川 野 汐 美	保育園父母の会代表	保育園父母の会 副会長

令和5(2023)年度学校給食業務報告について

1 給食提供実績について

(1) 総括

区分	実施期間	実施日数	給食数
小学校	令和5(2023)年 4 月 7 日 (金) ～令和6(2024)年 3 月 21 日 (木)	195日	747,118食
中学校	令和5(2023)年 4 月 7 日 (金) ～令和6(2024)年 3 月 21 日 (木)	195日	363,875食
保育園	令和5(2023)年 4 月 6 日 (木) ～令和6(2024)年 3 月 21 日 (木)	198日	180,667食
合計	—	—	1,291,660食

(2) 中止

事由	区分	食数	備考
学級閉鎖	小学校	3,346 食	66日(10月5日～3月21日)
	中学校	1,177 食	
	保育園	0 食	
	計	4,523 食	

令和5(2023)年度小中学校別調理数

上段：給食回数

下段：給食数(含保存食)

学校名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中部小学校	13	18	22	13	0	20	21	19	15	17	19	13	190
	6,821	9,563	11,487	6,889	0	10,559	10,788	9,683	7,911	8,920	9,902	6,585	99,108
北部小学校	14	18	22	13	0	20	21	19	15	17	19	13	191
	10,107	13,205	15,938	9,586	0	14,217	15,065	13,883	10,919	12,506	13,848	9,295	138,569
南部小学校	14	18	22	13	0	20	21	18	16	17	19	13	191
	4,596	6,061	7,295	4,162	0	6,669	6,829	5,963	5,355	5,679	6,092	4,097	62,798
天王小学校	14	20	21	13	0	20	21	17	16	17	19	13	191
	9,616	14,243	14,595	9,209	0	14,231	14,669	11,517	11,246	12,010	13,181	9,178	133,695
三吉小学校	14	18	22	13	0	20	21	17	16	17	19	13	190
	5,409	6,899	8,421	5,050	0	7,753	7,792	6,416	6,041	6,429	7,017	4,940	72,167
三好丘小学校	14	18	22	13	0	20	20	19	16	17	19	13	191
	6,592	8,586	10,303	5,902	0	9,444	9,360	8,802	6,965	7,930	8,840	6,012	88,736
緑丘小学校	14	18	22	13	0	20	21	18	16	17	19	13	191
	4,477	5,984	7,119	4,310	0	6,520	6,954	5,929	5,190	5,586	6,270	4,236	62,575
黒笹小学校	14	18	22	13	0	20	21	18	16	17	19	13	191
	5,845	7,489	9,146	5,318	0	8,315	8,697	7,369	6,421	7,127	7,920	5,327	78,974
給食センター	14	20	22	13	0	19	21	20	16	17	19	14	195
	776	1,076	1,190	700	0	1,008	1,128	1,066	874	887	1,058	733	10,496
給食回数合計	125	166	197	117	0	179	188	165	142	153	171	118	1,721
食数合計	54,239	73,106	85,494	51,126	0	78,716	81,282	70,628	60,922	67,074	74,128	50,403	747,118
三好中学校	14	20	22	13	0	20	20	19	16	17	19	13	193
	7,758	11,071	11,461	6,642	0	11,049	10,959	10,374	8,269	8,813	10,271	5,367	102,034
北中学校	14	20	22	13	0	20	20	19	16	17	19	13	193
	7,891	11,283	11,102	7,061	0	11,155	11,071	9,937	8,483	8,818	10,215	5,439	102,455
南中学校	14	18	22	13	0	20	20	19	16	17	19	13	191
	5,670	7,311	8,178	5,213	0	8,026	7,645	7,087	6,432	6,454	7,459	4,048	73,523
三好丘中学校	14	18	22	13	0	20	20	19	16	17	19	13	191
	6,600	8,465	9,284	5,948	0	9,337	9,415	8,927	7,048	7,514	8,788	4,537	85,863
給食回数合計	56	76	88	52	0	80	80	76	64	68	76	52	768
食数合計	27,919	38,130	40,025	24,864	0	39,567	39,090	36,325	30,232	31,599	36,733	19,391	363,875
給食回数合計	181	242	285	169	0	259	268	241	206	221	247	170	2,489
食数合計	82,158	111,236	125,519	75,990	0	118,283	120,372	106,953	91,154	98,673	110,861	69,794	1,110,993

令和5(2023)年度保育園別調理数

上段：給食回数

下段：給食数(含保存食)

保育園	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
城山保育園	16	20	22	13	0	20	21	20	16	17	19	14	198
	1,728	2,040	2,244	1,316	0	2,080	2,131	2,100	1,680	1,802	2,014	1,484	20,619
みどり保育園	16	20	22	13	0	20	21	20	16	17	19	14	198
	2,816	3,620	4,004	2,366	0	3,780	3,791	3,780	3,008	3,196	3,572	2,632	36,565
わかば保育園	16	20	22	13	0	20	21	20	16	17	19	14	198
	2,736	3,380	3,740	2,223	0	3,480	3,627	3,403	2,784	2,992	3,268	2,370	34,003
すみれ保育園	16	20	22	13	0	20	21	20	16	17	19	14	198
	1,824	2,260	2,508	1,482	0	2,300	2,274	2,280	1,824	1,938	2,128	1,582	22,400
明知保育園	16	20	22	13	0	20	21	20	16	17	19	14	198
	2,433	3,080	3,410	1,994	0	3,180	3,332	3,140	2,574	2,771	3,097	2,293	31,304
打越保育園	16	20	22	13	0	20	21	20	16	17	19	14	198
	2,880	3,560	3,916	2,327	0	3,680	3,688	3,680	2,944	3,128	3,439	2,534	35,776
給食回数合計	96	120	132	78	0	120	126	120	96	102	114	84	1,188
食数合計	14,417	17,940	19,822	11,708	0	18,500	18,843	18,383	14,814	15,827	17,518	12,895	180,667

2 学校給食センター事業実績について

(1) 学校給食運営事業

総事業費 2,443 千円

区 分	主な事業内容	事業費
印刷製本費	給食献立表印刷	345,351 円
手数料	食器等検査、施設衛生管理検査、飲料水水質検査	439,450 円
委託料	給食管理システム保守点検業務委託	323,400 円
	細菌検査業務委託	708,840 円

(2) 給食センター維持管理事業

総事業費 137,828 千円

区 分	主な事業内容	事業費
消耗品費	強化磁器食器(更新分)	4,422,000 円
光熱水費	電気料、ガス料、水道料	45,638,009 円
修繕費	施設等修繕	8,594,740 円
	施設以外修繕(オーバーホール修繕を除く)	4,735,302 円
	カートイン蒸し機オーバーホール修繕	8,280,800 円
手数料	給食費等口座振替手数料、ネットバンキング利用手数料、 煤煙濃度測定手数料	1,143,307 円
委託料	空調設備保守点検業務委託(フロン法定点検実施)	1,210,000 円
	エレベーター保守点検業務委託	699,600 円
	緑地管理業務委託	4,194,300 円
	床・ガラス・受水槽清掃業務委託	931,700 円
	日常清掃業務委託	887,700 円
工事請負費	学校給食センター建具改修工事	5,115,000 円
備品購入費	プレハブ型冷凍冷蔵庫(1式)	22,885,500 円
(繰越明許)	学校給食センター防音対策工事監理業務委託	1,760,000 円
	学校給食センター防音対策工事	18,843,000 円

(3) 給食配送事業

総事業費 33,634 千円

区 分	主な事業内容	事業費(円)
委託料	給食配送業務委託(長期継続契約) 契約期間:令和元(2019)年9月1日～令和6(2024)年8月31日	33,633,600 円

(4) 給食調理等委託事業

総事業費 333,742 千円

区 分	主な事業内容	事業費(円)
委託料	給食調理等業務委託	333,742,048 円

(5) 給食協会運営補助事業

総事業費 242,367 千円

区 分	主な事業内容	事業費(円)
補助金	給食協会補助金	242,366,744 円

令和6(2024)年度学校給食業務計画について

1 給食提供について(給食数は概算)

区分		給食数／日	実施日数	給食数／年
小学校	8校	3,930 食	195 日	766,350 食
中学校	4校	2,011 食	195 日	392,145 食
保育園	6園	830 食	219 日	181,770 食
合計	—	6,771 食	—	1,340,265 食

2 学校給食センター事業について

新規事業	予算額	概要
学校給食センター調理場内手洗い設備更新工事	12,988 千円	自動水栓仕様の手洗い器の更新と温水設備の設置工事
蒸気回転釜(2 台)の更新	7,615 千円	老朽化による更新
蒸気回転釜の展示	58 千円	給食センター見学会等で体験してもらうため、更新に伴い撤去予定の蒸気回転釜を展示用として設置

継続事業	予算額	概要
給食用非常食(救給カレー)	—	給食センター施設が使用できない場合に備え、令和5年度購入。9月2日に防災の日の給食として提供する。喫食数を追加購入する。
オイスカ給食	—	公益財団法人オイスカ中部日本研修センターの外国人実習生が収穫した作物を使用した献立を作成し12月に実施

給食費について

1 給食に係る費用負担(学校給食法第 11 条及び学校給食法施行令第 2 条)

給食の食料材料費は保護者負担

学校給食の実施に必要な人件費、施設及び設備の修繕費は市の負担

2 給食費の推移

給食費＝保護者負担		平成 26 年 4 月 消費税 5→8%	令和元年 10 月 消費税 8→10%	令和 5 年 7 月 物価上昇対策	令和6年4月 子育て支援対策
小学校	食材料費	247 円	290 円	260 円	300 円
	給食費	240 円	240 円	240 円	0 円
	市補助	7 円	50 円	20 円	300 円
中学校	食材料費	278 円	330 円	290 円	340 円
	給食費	270 円	270 円	270 円	0 円
	市補助	8 円	60 円	20 円	340 円

※ 平成 24 年 4 月給食費改定。食材料費＝給食費(市補助 0 円)。

※ 令和 5 年 4 月分より、教職員等は食材料費の全額負担(市補助 0 円)。

※ 令和 6 年 1 月分より、児童・生徒の給食費は徴収しない(無償提供、全額市補助)。

3 物価上昇による影響(前年度と比較(税抜き))

給食の献立は、主食(白飯・パン)、牛乳、副食で構成されています。

小学校高学年	令和 5 年度	令和 6 年度	増減 (R6－R5)	備考
白飯	53.98 円	57.81 円	3.83 円	県下統一価格
パン	51.47 円	54.10 円	2.63 円	県下統一価格
牛乳	57.20 円	61.70 円	4.50 円	県下統一価格
白飯 + 牛乳	111.45 円	119.51 円	8.06 円	
パン + 牛乳	108.67 円	115.80 円	7.13 円	

4 今後の検討事項

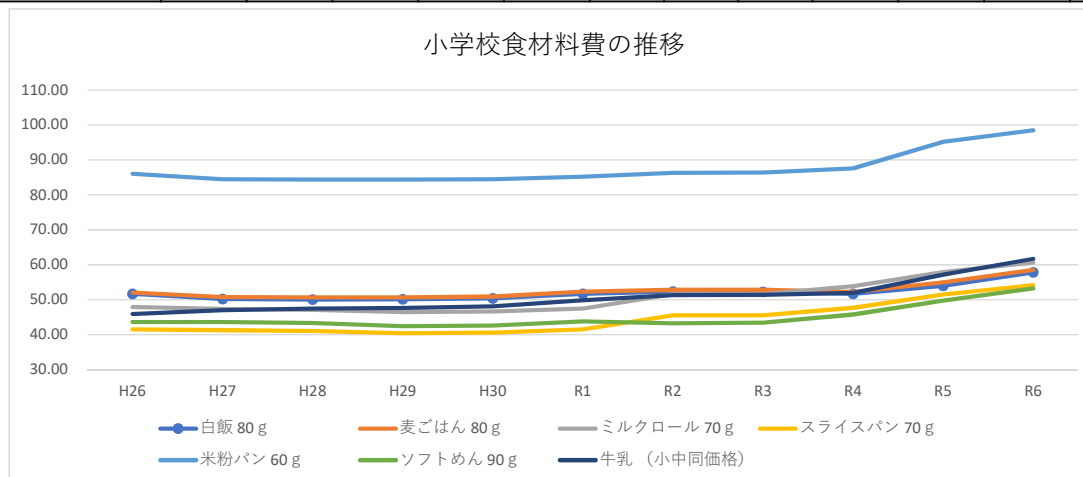
(1)適正な価格の維持

- ・市の補助が十分でない場合、学校給食摂取基準を満たすことが難しくなる。
- ・使用する食材が安いものに限られ、決まった食材ばかりを使用することとなる。
- ・節目や行事のお祝い、給食を楽しく食べるために必要なデザートなどが出せなくなる。
- ・地場産物(産地を選ばない場合より高値になる場合がある)や加工食品の使用頻度が限られる。

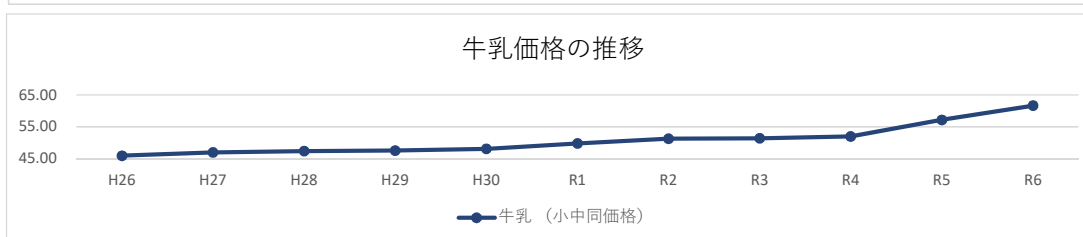
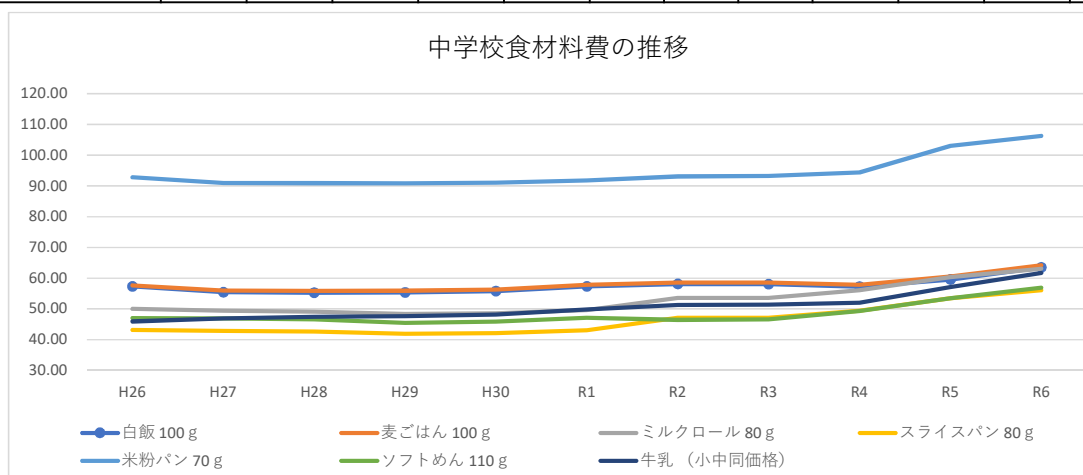
◆食材料費における物資価格推移について

【主食・牛乳の価格推移】1食当たり(円)税抜

主食(小学校)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
白飯	80g	51.12	53.94	51.64	50.16	50.04	50.10	50.36	51.67	52.28	52.24	51.64	53.98	57.81
麦ごはん	80g	51.61	54.15	52.05	50.75	50.65	50.70	50.89	52.29	52.82	52.79	52.27	54.92	58.51
ミルクロール	70g	46.48	46.87	47.88	47.39	47.11	46.42	46.64	47.51	51.60	51.62	53.86	57.90	60.68
スライスパン	70g	40.91	41.19	41.47	41.27	41.07	40.37	40.59	41.45	45.54	45.56	47.68	51.47	54.10
米粉パン	60g	-	-	86.02	84.48	84.39	84.35	84.50	85.17	86.29	86.45	87.59	95.23	98.46
ソフトめん	90g	43.44	43.69	43.64	43.57	43.30	42.39	42.64	43.75	43.29	43.42	45.75	49.72	53.21
牛乳	(小中同価格)	44.24	44.40	45.93	46.98	47.42	47.59	48.14	49.80	51.32	51.43	52.01	57.20	61.70

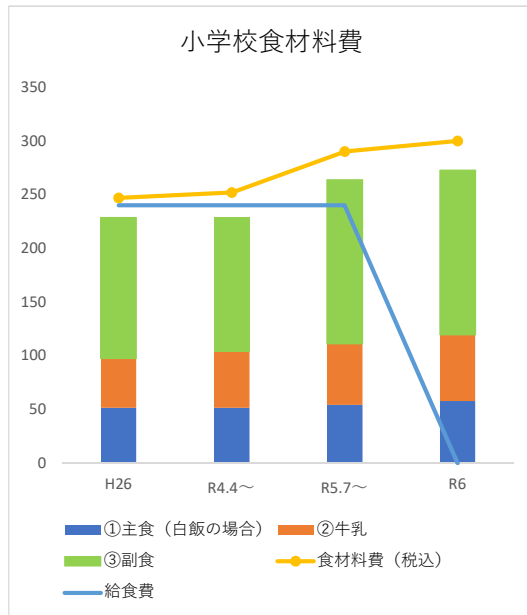


主食(中学校)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
白飯	100g	56.65	60.17	57.34	55.42	55.28	55.35	55.76	57.30	58.10	58.04	57.22	59.57	63.50
麦ごはん	100g	57.09	60.26	57.69	55.99	55.86	55.93	56.26	57.91	58.61	58.56	57.85	60.58	64.21
ミルクロール	80g	48.44	48.87	50.03	49.46	49.14	48.34	48.60	49.56	53.57	53.58	56.05	60.35	63.10
スライスパン	80g	42.52	42.83	43.14	42.91	42.69	41.88	42.15	43.09	47.10	47.11	49.43	53.46	56.04
米粉パン	70g	-	-	92.78	90.97	90.89	90.83	91.03	91.77	93.06	93.23	94.42	102.99	106.27
ソフトめん	110g	46.83	47.13	47.05	46.96	46.63	45.49	45.85	47.10	46.49	46.60	49.27	53.52	56.90
牛乳	(小中同価格)	44.24	44.40	45.93	46.98	47.42	47.59	48.14	49.80	51.32	51.43	52.01	57.20	61.70

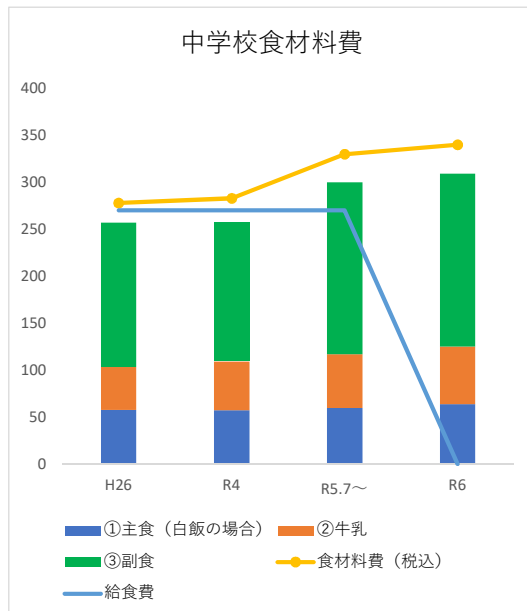


【食材料費割合の推移】1食当たり(円)

小学校	H26	R4.4～	R5.7～	R6
①主食(白飯の場合)	51.64	51.64	53.98	57.81
②牛乳	45.93	52.01	57.20	61.70
③副食	131.00	124.92	152.45	153.21
食材料費(税込)	247	252	290	300
給食費	240	240	240	0
みよし市補助額	7	12	50	300



中学校	H26	R4	R5.7～	R6
①主食(白飯の場合)	57.34	57.22	59.57	63.50
②牛乳	45.93	52.01	57.20	61.70
③副食	153.87	147.91	183.23	183.89
食材料費(税込)	278	283	330	340
給食費	270	270	270	0
みよし市補助額	8	13	60	340



みよし市給食協会法人化について

(1) 概要

みよし市給食協会は、昭和 53 年にみよし市から市内の児童生徒及び園児の給食に関する業務を受託し、適正で円滑な給食業務を実施し、その発展に寄与することを目的に設立された団体です。市から給食に係わる食材調達、調理、配缶、食器等の洗浄、消毒、保管までの業務を受託していますが、その性格は法人格を有していない任意団体です。団体としては「権利能力なき社団」として法人に準ずる扱いを受けることができ、通常の業務に特段支障をきたしていませんが、今後の社会的信用力及び組織の運営基盤強化を目的に、みよし市給食協会は法人格を取得するよう促します。

(2) スケジュール

令和 6 (2024) 年 3 月の給食協会理事会で法人化について承認議決がされました。今後は、定款作成などの事務手続きが行われる予定。

令和 6 (2024) 年度	法人化設立準備委員会の開催
第 1 回	7 月 2 日 (火) 実施
第 2 回	10 月予定

令和 7 (2025) 年 4 月 一般財団法人登記申請

○みよし市立学校給食センター設置条例

(設置)

第1条 市は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2の規定に基づき学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 みよし市立学校給食センター

(2) 位置 みよし市三好町笠松46番地1

(運営委員会)

第3条 給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、給食センターにみよし市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について調査審議し、教育委員会に助言する。

(委任)

第4条 この条例の定めるもののほか必要な事項は、みよし市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年5月10日から施行する。

附 則（昭和53年3月24日条例第15号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月19日条例第13号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第14号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第16号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月5日条例第35号）

この条例は、平成22年1月4日から施行する。

○みよし市立学校給食センター管理規則

(目的)

第1条 この規則は、みよし市立学校給食センター設置条例（昭和48年三好町条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づいて、みよし市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 給食センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び労務の管理に関すること。
- (2) 庶務、経理その他事務全般に関すること。
- (3) 給食の献立作成並びに衛生管理に関すること。
- (4) 給食物資の購入に関すること。
- (5) 調理に関すること。
- (6) 調理品の輸送及び配分に関すること。
- (7) その他学校給食全般に関すること。

2 前項の業務を必要に応じてみよし市の認めたものに委託することができる。

(職員)

第3条 給食センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) 栄養士
- (4) 機罐士
- (5) 調理員

第4条 職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所長は、給食センターに属する業務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- (3) 栄養士は、上司の命を受け、栄養並びに献立に関する事務に従事する。
- (4) 機罐士は、上司の命を受け機関の管理及び操作にあたる。
- (5) 調理員は、上司の命を受け調理の労務に従事する。

第5条 職員の服務については、みよし市職員の例に準じて教育委員会が定める。

(運営委員会の審議事項)

第6条 条例第3条第2項に規定する重要な事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校給食に関すること。

- (2) 給食費に関すること。
- (3) 給食センターの施設及びその管理に関すること。
- (4) その他学校給食に関すること。

(運営委員会の組織)

第7条 運営委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の校長の代表
- (2) 学校の教頭の代表
- (3) 学校の教務主任の代表
- (4) 学校の養護教諭の代表
- (5) 学校の給食主任
- (6) 小学校のPTAの代表
- (7) 中学校のPTAの代表
- (8) 学校の校医
- (9) 本市の保健衛生を所管する保健所の代表
- (10) 市立保育園の父母の会の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(運営委員会の委員長等)

第8条 運営委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長の選任は、委員の互選による。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会議を招集し、またこれを主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

(運営委員会の会議)

第9条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 運営委員会の会議の定足数は、委員の過半数とする。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは委員長が決する。

(給食費の負担及び徴収)

第10条 保護者の負担する給食費（以下「給食費」という。）の額は次のとおりとする。

- (1) 児童等 日額240円以内
- (2) 生徒等 日額270円以内

2 給食費は、納入通知書（別記様式）により、毎月15日までに前月分を徴収するものと

する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和52年7月1日から施行する。
- 2 三好町立学校給食センター運営規則（昭和48年教委規則第1号）、三好町立学校給食センター運営委員会の運営に関する規則（昭和48年教委規則第2号）は、これを廃止する。

附 則（昭和53年6月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月19日教委規則第3号）

この規則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（平成3年3月22日教委規則第4号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月16日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月19日教委規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月4日教委規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日教委規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の三好町立学校給食センター管理規則により委嘱された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日教委規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。